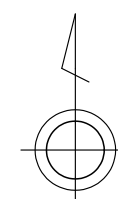
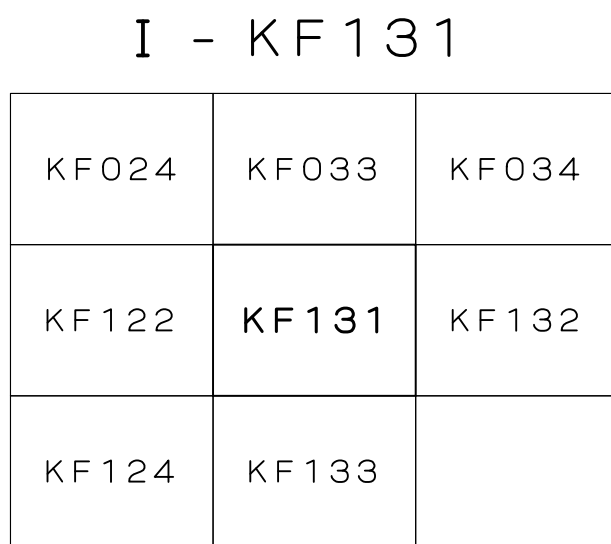


I - K F 1 3 1

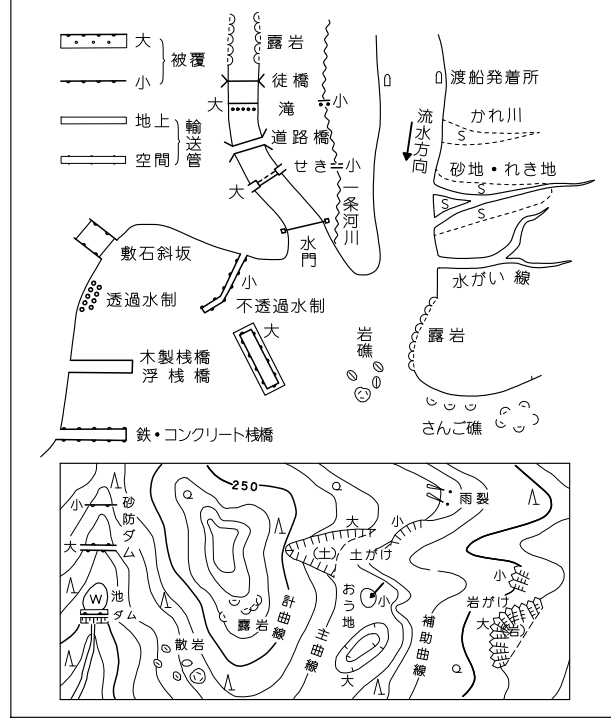


05 02

	普通建物	▲ 37.2	三 角 点
		△ 25.2	水 準 点
	堅ろう建物	● 42.3	● 建築基準法第5条第1項第2号に規定する建築物
		▲ 35.2	▲ 建築基準法第5条第1項第1号に規定する建築物
	普通無縁倉庫	▽ 25.7	▽ 建築基準法第5条第1項第3号に規定する建築物
		▲ 35.62	▲ 建築基準法第5条第1項第1号に規定する建築物
	堅ろう無縁倉庫	▲ 15.8	▲ 建築基準法第5条第1項第1号に規定する建築物
		▲ 12.3	▲ 建築基準法第5条第1項第1号に規定する建築物
▽	官公署	■	門
△	裁判所	■	屋 門
△	警察官庁	■	門 碑
◇	郵便局	■	立 牌
◇	郵便局	■	記念碑
×	森林管理署	◇	路 傍 祠
×	交番・駐在所	◇	ところう
×	消防署	◇	鳥 居
×	警察官定所	◇	自然史密蔵保護
×	警察官の事務所	◇	トンネル・洞窟
×	出張所	◇	柱石(記念碑)
○	神社	◇	柱石(柱礎)
○	中学校	◇	油井・ガス井
○	小学校	◇	タンク
○	幼稚園・保育園	◇	煙 突
○	老人ホーム	◇	煙 塔
○	公民館・公民館	◇	電 波 塔
○	保健館	◇	燈 台
○	保健館	◇	燈 塔
○	協同組合	◇	水位観測所
○	倉庫	◇	燈 籠
○	火 倉	◇	洞 口
○	工場	◇	遺跡・鉱泉
○	変電所	◇	材料置場
○	増設ボルト留	◇	太陽光発電施設
○	カミナリ塔	◇	石 段
○	駐 車 場	◇	下水・雨水管
		◇	出入り
		◇	ハ

	國 道 鉄 道		普通 鉄 道
	街 道		特 殊 鉄 道
	歩 道		線 路 中 の 鉄 道
	(建設中) 建 設 中 の 道 路		プラットホーム 及び 貨車 留 置 場
	歩 道 ・ 歩 道 橋		鉄 道 橋
	道 路 橋		鉄 道 の 重 複
	境界 界 の 道 路 橋		貨 車 の 留 置 場 及 び 貨 車 留 置 場
	工 事 中		送 電 線
	土 路 面		電 報 線
	土 堤 等		界 域
	郡 界 ・ 県 界		市 界 ・ 町 界 郡 界 中 の 区 界
	北海道 支 庁 界		大 字 ・ 町 (町 界)
	市 界 ・ 特 別 区 界		所 属 界
	地 主 界		所 属 界
	地 主 界		所 属 界

田	田	果樹園	園
田	田	その他の 果樹林	荒地
畑	畑	芝地	刈草場
さとう きび畑	...	広葉 葉林	しの地
バナナ 畑	...	針 葉林	やし 樹林
桑畑	...	竹林	湿地
茶畑	...		



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第1座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
平面直角座標値は世界測地系による

I - KF 131

令和6年測量

撮影	令和4年11月
現調	令和5年10月
測図	令和6年3月

デジタル図化機 図化名人

1:2,500



「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
(助言番号) 令五九公第180号」

計画機関名	大 村 市
作業機関名	アジア航測株式会社